

# 品川区立学校教育職員の産休・育休に伴う引継実施要綱

制定 平成27年11月17日教育長決定

品川区教育委員会要綱第24号

## (目的)

- 第1 この要綱は、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成20年品川区条例第22号）第2条に規定する学校教育職員（以下「固有教員」という。）の妊娠出産休暇（以下「産休」という。）または育児休業（以下「育休」という。）による欠員の補充に当たって、産休または育休となる固有教員と当該産休または育休となる固有教員の代替として任用される者（以下「産休代替教員」または「育休代替教員」という。）との間における引継について必要な事項を定め、もって学校教育における児童・生徒の教育指導の安定、継続を確保することを目的とする。

## (対象)

- 第2 品川区立学校に勤務する産休または育休となる固有教員と産休代替教員または育休代替教員との間における引継とする。

## (引継内容)

- 第3 産休または育休となる固有教員と産休代替教員または育休代替教員との間における引継内容については、以下の内容に準じて校長が定めるものとする。
- (1) 教科、市民科の指導に関する引継
    - ①指導企画、指導内容に関すること。
    - ②指導目標、評価方法等に関すること。
    - ③児童・生徒の実態把握に関すること。
    - ④市民科の指導に関すること。
    - ⑤授業参観
  - (2) 学級経営に関する引継
    - ①学級の児童・生徒の指導に関すること。
    - ②学級経営の推進に関すること。
  - (3) 生活指導に関する引継
  - (4) 部活動に関する引継

## (引継期間)

- 第4 産休または育休の補充期間に引き続く前後それぞれ2日間とする。ただし、これにより引継期間を設けることができない場合については、前後1週間以内において連続する2日間を引継期間として設けることができる。

## (任用等)

- 第5 引継期間には教員を臨時的に任用する。
- 2 前項で任用される教員（以下「引継教員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項に規定する「臨時的任用の職員」とする。
  - 3 引継教員は、産休代替教員または育休代替教員をもって任用する。
  - 4 引継教員の身分取扱い、勤務条件等については、産休代替教員および育休代替教員の例による。

## (補則)

- 第6 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成27年11月17日から適用する。